

あなたの書いた遺言書を 法務局でお預かりします！



令和2年7月10日「自筆証書遺言書保管制度」が開始しました。

自筆証書遺言と公正証書遺言の違い(遺言書の作り方・残し方の選択肢)

	自筆証書遺言		公正証書遺言
	自宅等で保管 (従来的制度)	法務局で保管 (R2.7.10から)	
概要	自分で全文を書く(自書する。) *ただし、財産目録は、パソコンで作成可		法律の専門家である公証人が 正確に作成し、保管する。
手順	自宅等	法務局	公証役場
	《遺言を書く前の準備》 ●確認すること <ul style="list-style-type: none"> 法律について(法定遺言事項) 相続財産を書き出す 相続人が誰か調べる ●決めておくこと <ul style="list-style-type: none"> 遺言の内容(税法上の問題がないかを含む。) 遺言執行者 予備的遺言(必要な場合) 相続分配の理由 		公証人に相談し、アドバイスを 受けながら、遺言者の真意を 正確にまとめ、作成してくれる。 ● 确实 …不備により無効になるおそれがない。 遺言内容を確実に実行できる。 ● 安心 …発見されない、改ざん、隠ぺい等 のおそれがない。
	《遺言を書く》 ●自書する。(全文、日付、氏名の自書が必要) *内容について、法律的に不備がないよう、 具体的・正確に記載する。 →遺言の内容があいまい・不正確な場合は、 相続人間で争いになるおそれがある。 ●押印する。		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 信頼性が高い制度 </div> ★詳しくは、公証役場へお問合せください。
	《遺言書を自宅等で保管》 ●改ざん防止のため、封筒 に入れて封印することが望 ましい。 ●遺言書の存在について相 続人が気づかない場合や、 紛失のおそれがある。	《遺言書を法務局で保管》 ●未封の遺言書と申請書、 添付書類等を提出する。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red;"> 遺言の内容の助言・ 審査はできません。 </div>	
本人確認	不要	必ず法務局に出頭	公証役場に出頭(原則) (ただし、公証人が出張することが可能)
手数料	不要	要(3,900円)	要(財産価格による)
裁判所の 検認	要	不要	不要

大切な人・ご家族のために遺言書を作りましょう！

広島法務局福山支局
☎084-923-0100

福山公証役場
☎084-925-1487

自筆証書遺言書保管制度について

「遺言書」は相続をめぐる紛争を防止するために有効な手段です。しかし、遺言者が書いた、いわゆる「自筆証書遺言書」は、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、改ざんが行われるおそれなどの問題点が指摘されています。そこで、これらの問題点を解消するための方策として、全国の法務局（※本局・支局等合計312か所）で遺言者が作成した遺言書の保管等を行う新しい制度が創設されました。

自筆証書遺言書の保管の申請 … 法務局へ遺言書を預けてみよう！



遺言者



法務局



法務局
(遺言書保管所)

ステップ1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

注意事項 民法第968条の自筆証書によってした遺言に係る遺言書であること

- ・用紙はA4サイズ、模様や彩色がない用紙に余白を確保して記載する。
- ・片面のみに記載する。複数ページある場合でも、ホチキス等で綴らない。
- ・各ページにページ番号を記載する（例：1/2, 2/2）。
- ・ボールペンや万年筆などの消えにくい筆記具を使用する。
- ・遺言者の氏名は、戸籍どおりの氏名を記載する。

ステップ2 保管の申請をする遺言書保管所を決める

次のいずれかの遺言書保管所の中から選択できます。

- ・遺言者の住所地を管轄する遺言書保管所
- ・遺言者の本籍地を管轄する遺言書保管所
- ・遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所

【余白】

上部5mm, 下部10mm, 左20mm, 右5mmの余白をそれぞれ確保してください。

ステップ3 遺言書の保管申請書を作成する

保管申請書は、法務省ホームページからダウンロードできます。または、最寄りの法務局の窓口でも入手できます。

注意事項等、保管申請の手続について、ご説明します！

法務局へお気軽にお問い合わせください。

ステップ4 保管の申請の予約をする

法務局手続案内予約サービスの専用ホームページ、または、法務局（遺言書保管所）窓口、電話による予約をお申し込みください。

ステップ5 遺言書保管所に来庁し、保管の申請をする

持参書類

- 1 遺言書（ホチキス止めはせずに。封筒は不要です。）
- 2 保管申請書
- 3 本籍及び筆頭者の記載入りの住民票の写し（作成後3か月以内）
- 4 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 5 手数料（遺言書1通につき、3900円。収入印紙で納付します。）

ステップ6 保管証を受け取る → 保管申請手続完了！

手続終了後、遺言者の氏名、保管番号等が記載された保管証をお渡しします。

所要時間は、1時間から1時間30分程度かかります。



自筆証書遺言書保管の申請等は全て予約制です。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

【お問合せ先】 広島法務局福山支局
☎(084)923-0100